

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り
たるとは、翌日)

目次

◇告 示

町及び字の区域の新設等
健康保険法等に基づく現物給与の標準価格の一部改正

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

◇選管告示

鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画に関する
意見の聴取

選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を新設し、並びに字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示

する。

昭和五十三年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する
町及び字の名称

同上の区域(昭和五十二年十一月二十二日現在の地番による)

葵 町

字宮ノ峯及び字核谷の全域、字十石谷七二七の一から七一七の四、七一八の一から七一八の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七二六と一体をなす国有地の一部、字殿屋敷のうち七三二並びに七三一、七三一の三及び七三二と一体をなす国有地の一部以外の区域、字四ツ筋のうち八三〇の一から八三〇の三まで、八五四から八五六まで、八五七の一、八五七の二、八五八から八六一まで、八六三、八六五から八六九まで、八七〇の一、八七〇の二、八七一及び八七二並びに八三〇の一、八三一の二、八三一の五、八三一の六、八六三、八六五、八六六、八六八、八六九、八七〇の一、八七〇の二、八七一及び八七二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに字打吹山三四四五の四から三四五の七まで及び三四四五の九

葵 町 字 鋸 畑

字鋸畑の全域

葵 町 字 若 宮

字若宮の全域

葵 町 字 印 判

字印判の全域

葵 町 字 三 本 松

字三本松の全域

<p>葵町字十石谷</p>	<p>字十石谷のうち七七一の二から七二七の四まで、七二八の二から七二八の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七二六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>葵町字惣田山</p>	<p>字惣田山の全域</p>
<p>仲ノ町</p>	<p>字上仲ノ町及び字下仲ノ町の全域、字殿屋敷七三二並びに七三一、七三一の三及び七三二と一体をなす国有地の一部、字長谷坂七四四の一、七四五の一、七四五の二、七四六、七四六の一、七四六の二、七四七から七五二まで、七五三の一、七五三の二、七五四の一、七五四の二、七五五の一、七五五の二、七五六の一から七五六の五まで、七五七から七五九まで、七六〇、七六〇の一、七六一、七六一の一から七六一の四まで、七六三、七六三の内第一、七六三の二から七六三の五まで、七六四の一から七六四の三まで、七六五、七六六、七六六の一から七六六の七まで、七六七の一、七六七の二、七六八の一、七六八の二及びこれらと一体をなす国有地、字四ツ筋八三〇の一から八三〇の三まで並びに八三〇の一、八三一の二、八三一の五及び八三一の六と一体をなす国有地の一部、字東家土町二七一の一、二七一の二、二七二の一及びこれらと一体をなす国有地、字打吹山三四四五の一四並びに字浅田谷三四五一の三</p>
<p>仲ノ町字長谷坂東統</p>	<p>字長谷坂東統の全域</p>
<p>仲ノ町字長谷山</p>	<p>字長谷山の全域</p>

<p>仲ノ町字打吹山</p>	<p>字打吹山のうち三四四五の四から三四四五の七まで、三四四五の九及び三四四五の一四以外の区域</p>
<p>仲ノ町字長谷坂</p>	<p>字長谷坂三四五九から三四六二まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>堺町一丁目</p>	<p>堺町一丁目の全域並びに字四ツ筋八五四から八五六まで、八五七の一、八五七の二、八五八から八六一まで、八六三、八六五から八六九まで、八七〇の一、八七〇の二、八七一、八七二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>明治町</p>	<p>字東武者、字鶴ノ嘴及び字西武者の全域並びに字熊ノ裏のうち一〇三〇の五、一〇三〇の八、一〇三〇の九及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三〇の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>研屋町</p>	<p>字研屋町の全域並びに字熊ノ裏一〇三〇の五、一〇三〇の八、一〇三〇の九及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三〇の四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大正町</p>	<p>字旭田及び字薬師繩手の全域</p>
<p>新町三丁目</p>	<p>字宮ノ元及び字新町三丁目の全域、字福吉町一〇九一、一〇九二の一、一〇九二の二、一〇九三から一〇九五まで、一〇九六の一、一〇九六の二、一〇九七、一〇九七の二、一〇九七の三、一〇九八、一〇九九、一一〇〇の一、一一〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、字牢</p>

西 町	西 仲 町	東 仲 町	魚 町	新 町 一 丁 目	新 町 二 丁 目	
<p>字西町の全域、字西仲町二六六九の一から二六六九の六まで、二六七〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並び</p>	<p>字東仲町二六二六並びに二六二五及び二六二六と一体をなす国有地の一部並びに字西仲町のうち二六六九の一から二六六九の六まで、二六七〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>字東仲町のうち二六二六並びに二六二五及び二六二六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>字魚町の全域</p>	<p>字新町一丁目のうち二四〇六から二四〇九まで並びに二四〇六から二四一〇までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>字新町二丁目の全域並びに字新町一丁目二四〇六から二四〇九まで並びに二四〇六から二四一〇までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>町一六〇の三、一六〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに字布留舎沖一一七六の一から一一七六の一〇まで、一一七七、一一七七の二、一一七七の三、一一七八の二から一一七八の七まで、一一七八の九及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七二の一及び一一八二の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>字 浅 田 谷</p>	<p>字 東 家 士 町</p>	<p>字 布 留 舎 沖</p>	<p>字 牢 町</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>	
<p>字宮ノ峯、字鋸畑、字若宮、字印判、字三本松、字桜谷、字十石谷、字殿屋敷、字上仲ノ町、字長谷坂、字下仲ノ町、</p>	<p>字浅田谷のうち三四五一の三以外の区域</p>	<p>字東家士町のうち二七一一の一、二七一一の二、二七一一の三及び二七一一の四から二七一一の八まで並びに二七一一の一及び二七一一の二と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>字布留舎沖のうち一一七六の一から一一七六の一〇まで、一一七七、一一七七の二、一一七七の三、一一七八の二から一一七八の七まで、一一七八の九及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七二の一及び一一八二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>字牢町のうち一一六〇の三、一一六〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>同上の区域(昭和五十二年十一月二十二日現在の地番による)。 字福吉町のうち一九九二の一、一九九二の二、一九九三から一九九五まで、一九九六の一、一九九六の二、一九九七、一九九七の一から一九九七の三まで、一九九八、一九九九、二〇〇〇の一、二〇〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>に字東家士町二七一一から二七一一八まで</p>

字四ツ筋、字堺町一丁目、字東武者、字熊ノ裏、字鶴ノ嘴、
 字西武者、字旭田、字薬師繩手、字宮ノ元、字新町三丁目、
 字新町二丁目、字新町一丁目、字研屋町、字魚町、字東仲
 町、字西仲町、字西町、字長谷坂東続、字長谷山、字惣田
 山及び字打吹山

鳥取県告示第四十二号

昭和五十二年五月鳥取県告示第三百九十九号（健康保険法等に基づく現
 物給与の標準価格について）の一部を次のように改正し、昭和五十三年一
 月一日から適用する。

昭和五十三年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「三 被服の給与」を「三 食事及び住宅以外のものの給与」に改める。

鳥取県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定
 に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届
 出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

邑美土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 両川 威 鳥取市東大路六四番地

谷澤 利喜造	中大路七三番地
田中 清	西大路一六番地
神戸 實則	久末一七番地
岸本 啓治	美和一二一番地
福田 博愛	古郡家一二九番地の一
河上 幸男	杉崎五九九番地
廣岡 元藏	橋本二三番地
西尾 迢富	馬場二七八番地
山根 玄一	蔵田二三三番地の二
岡本 善徳	八坂二〇五番地
奥田 登	国安九〇番地の七
尾田 為之	円通寺七四一番地の一
渡邊 寛太夫	越路六二〇番地
山本 久藏	馬場二〇八番地の三
山崎 久雄	中大路六一番地
三輪 歌太郎	美和一四七番地

任期満了により退任

邑美土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 両川 威	鳥取市東大路六四番地
浦田 義男	一二六番地
谷澤 英一	中大路七三番地
田中 清	西大路一一六番地

〃	下田 毅	〃	一三七番地
〃	神戸 實則	〃	久末一七番地
〃	岸本 啓治	〃	美和一二一番地
〃	福田 博愛	〃	古郡家一二九番地の一
〃	山根 直蔵	〃	久末二四七番地
〃	山本 義太郎	〃	二三二番地
〃	岡本 善徳	〃	八坂二〇五番地
〃	田村 稔	〃	馬場一八一番地
〃	渡邊 寛太夫	〃	越路六二〇番地
〃	岡 實	〃	中大路四〇番地
〃	山根 繁蔵	〃	古郡家一三九番地

昭和五十二年一月十五日開催の臨時総代会において、総選挙の結果当選し、昭和五十二年一月二十九日就任 任期四年

花見東郷土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 前田 準一 倉吉市巖城九二〇

監事 森 反義雄 東伯郡東郷町大字川上九五八

昭和五十二年十一月二十五日一身上の都合により退任

鳥取県告示第四十四号

昭和五十二年九月二十八日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良(閉野地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十五号

昭和五十二年九月一日付けで八東町から申請のあつた土地改良(東地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月二十一日から二十日間
三 縦覧に供する場所
八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十六号

昭和五十二年十二月二十三日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(母里田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九十号)第一百五十五条第三項の規定に基づき、昭和五十三年三月十九日執行予定の鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画に関して意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めらる。

昭和五十三年一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十三年一月二十五日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県議会第一委員会室

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和五十三年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十三年一月二十五日 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員会室

三 議題 鳥取県知事選挙及びこれと同時に進行鳥取県議会議員補欠選挙

について